

2009年度 お知らせバックナンバー (新しい情報は一番上に更新されています。)

掲 載 日	内 容
2009/7/31	<p>改正貸金業法についてのお知らせ</p> <p>改正貸金業法の完全施行に伴い、お借入れのルールが変わります。 (平成 22 年 6 月までに「総量規制」などの実施が予定されています。)</p> <p>●弊社を含めたクレジットカード会社、信販、消費者金融会社などのノンバンク業態(貸金業者)における個人向けローン・キャッシングが対象です。</p> <p> 貸金業者からのお借入れは、年収の 3 分の 1 までに。 現在、年収の 3 分の 1 を超えるお借入れがある方は、完全施行後はお借入総額が年収の 3 分の 1 未満になるまで新たなお借入れが制限されます。複数社からお借入れがある場合は、すべてを合計した個人の借入額が対象です。(住宅ローンなど制限の対象外となる取引もあります。)</p> <p> 一定額以上のお借入れは、年収を明らかに。 貸金業者 1 社のご利用限度額が 50 万円を超える場合、または複数の貸金業者からのお借入金額の合計が 100 万円を超える場合は、源泉徴収票・確定申告書・納税通知書などの資力(年収)を明らかにする書面(またはその写し)を、貸金業者に提出することが必要となります。</p> <p>■改正貸金業法の詳細につきましては、下記の日本貸金業協会ホームページでご確認いただけます。 貸金業法改正内容専用ホームページへ</p> <p>弊社におきましては、改正貸金業法の完全施行において、平成 22 年 6 月までに「総量規制」の実施が予定されていることに伴い、日本貸金業協会の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」に則り、お客様へ事前に収入額を確認する書類のご提出をお願いしております。</p> <p></p>
2009/7/31	<p>ゴールドカード付帯保険サービス一部改定のお知らせ (ゴールドカード個人会員の皆様へ)</p> <p>このたび、モラルリスク(保険金の不正取得の危険)防止の観点から、金融審議会(首相の諮問機関)において「未成年者や被保険者の同意が無い保険契約の死亡保険金額は制限すべき」という内容の方針が出されたことを受け、保険業法施行規則等が改定され、引受保険会社は引受限度額を設定すること等が義務付けられました。これに伴い、海外旅行傷害保険のうち「家族特約」部分の「傷害死亡・後遺障害」の補償額が最高 1,000 万円に引き下げられることとなりましたので、お知らせいたします。</p> <p></p>

アリコジャパンからの個人情報流出の可能性について

2009/7/31

このたび、アリコジャパンより、同社と保険契約をされた一部のお客様のカード情報を含む個人情報が流出した可能性があるとの発表がございました。弊社では 24 時間 365 日の監視体制でカードの不正使用のモニタリングを実施し、お客様のカード情報の悪用・不正使用の防止に努めており、万一、本件に起因する第三者による不正使用が発生した場合は調査のうえ、お客様のご利用でないと確認できました取引につきましては、一切お客様にご負担いただくことはございませんのでご安心ください。

 [詳しくはこちら](#)